

淀川水系流域委員会 第18回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

宗宮委員(委員会・琵琶湖部会)

藤井委員(琵琶湖部会)

日 時 : 平成 14 年 10 月 3 日 (木) 13 : 40 ~ 17 : 10

場 所 : ピアザ淡海 3 階大会議室

庶務 (三菱総合研究所 新田)

長らくお待たせいたしまして大変申し訳ありませんでした。これより淀川水系流域委員会第 18 回琵琶湖部会を開催させて頂きたいと思っております。司会進行は庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、新しく河川管理者の席に座られた方がいらっしゃいますのでご紹介させて頂きます。水資源開発公団丹生ダム建設所所長の原様です。

河川管理者 (水資源開発公団 丹生ダム建設所長 原)

10 月 1 日付で丹生ダム建設所長を拝命しました原です。どうぞよろしく願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

前任の上村所長は水資源開発公団関西支社建設部長に異動となっています。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きたいと思っております。緑色の紙が「発言にあたってのお願い」、それから「議事次第」です。

資料 1 - 1 から 1 - 6 が、委員会ワーキング及び他部会の状況についての説明資料です。資料 1 - 1「委員会ワーキンググループ(WG)について」、資料 1 - 2「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、資料 1 - 3「委員会 WG 結果概要」です。それから、前回の 9 月 12 日の委員会において提出された資料の中から、資料 1 - 4「水需要管理 WG とりまとめ骨子 (案)」、資料 1 - 5「水位管理 WG の中間報告について」をおつけしております。また、これは淀川部会の提出資料からですが、資料 1 - 6「繰り返えず破堤の輪廻からの脱却」を参考としておつけしております。

資料 2 - 1 が 9 月 12 日の委員会で提出した「最終提言のとりまとめ方針 (案)」、資料 2 - 2 が「最終提言目次案」、資料 2 - 3 が「最終提言素案 (主要論点の整備計画の方向性について)」という資料です。それから、琵琶湖部会の中間とりまとめの中で、委員会の最終とりまとめについてどのような点を反映させるかを、検討班の中村委員、川端委員に検討を頂いておりますが、その結果が資料 2 - 4 - 1 です。資料 2 - 4 - 2 は皆さまのお手元の方に置いてある中間とりまとめに関する意見のファイルの中で、琵琶湖部会の中間とりまとめに関する部分を抜き出したものです。資料 2 - 5 は「10 月～12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

それから、情報共有のための資料として、レジャー利用の適正化に関する条例要綱案の修正ということで、資料 3 を滋賀県の方からご提供頂いております。

資料 4 も情報共有のための資料ですが、丹生ダム建設所から「丹生ダム周辺におけるイヌワシ・クマタカの繁殖活動について」をご提供いただいております。これは委員の方々にはカラーコピーですが、一般の方々は白黒で配付させて頂いております。

参考資料 1「委員および一般からのご意見」は、8 月 8 日以降に寄せられたご意見についてとりまとめたものです。

以上が今回の部会の資料のワンセットです。抜け等がありましたら庶務の方までお申しつけ下さい。

委員の席に高く積まれているのは、これまでのワーキングの資料や現状の説明資料等についての資料です。審議の際のご参考にして頂ければと存じます。

前回の部会から今回の部会までに一般から寄せられた意見は、先ほどご紹介した参考資料 1 にまとめております。こちらの方は、8月8日から、合わせて21件のご意見が寄せられております。琵琶湖部会に関わるものとしては、左端のナンバー7番の意見等です。その他、高水敷の利用や、水質、水需要管理に関するご意見、或いは最終提言のとりまとめに関するご意見等々が寄せられております。時間の関係で、1つ1つはご紹介できませんが、後の審議の参考としてご覧頂ければと思っております。

それから、現在、7月締め切りで中間とりまとめに関する意見を募集したものを皆さまの方にお配りしております。まだ何件か追加で来ておりますが、一応その辺りも含めて、後ほどの審議の参考として頂ければと思います。

本日は一般傍聴の方々にも発言を頂く機会をご用意しております。審議中は一般の方の発言はご遠慮頂きますが、発言の時間になりましたら、お手元の「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂きまして、簡潔によろしくお願いいたします。委員の方々も、発言の際はマイクとお名前をちょうだいするようよろしくお願いいたします。

終了時間は午後4時半とさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い致します。それでは、川那部部会長、よろしくお願い致します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは始めさせていただきます。その前に庶務にお尋ねしますが、一般からの中間とりまとめのご意見は9月17日までの分がまとめられていますが、それ以後はどれくらいの数が来ているのでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

17日以降は今のところ2件です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その分は配られていませんね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

済みません。コピーの関係でご用意できませんでした。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。それでは早速審議に入らせて頂きます。まず第14回委員会の報告を庶務の方からよろしくお願い致します。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-1、1-2 について説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私はちょうど他の会がありまして現地調査に伺うことができませんでしたが、参加して下さった委員から何かご意見、追加はありますか。

特になければ次に進んでよろしいですか。それでは委員会ワーキンググループの状況を説明して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-2、1-4 について説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

水需要管理ワーキングは宗宮委員が出席して下さっていますが、何か追加することはありますか。

宗宮委員 (委員会・琵琶湖部会)

水質関連も水需要管理ワーキンググループの中で検討するというので、私も急遽委員として入った関係上、前段の辺りの話はまさにその通りと考えています。

ただ、先ほどもご説明がありましたように、水需要管理の基本的なスタンスについても、もう一度見直した方がよいのではという議論が出かけております。この案も、まだ案にすぎず、まだ結論に至っていません。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。次は水位管理ワーキンググループについて、説明をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-5 について説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

江頭委員と村上委員、何かありますか。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

今、琵琶湖の水位と瀬田川の水位操作に伴う流量制御、それから淀川水系全体の水位操作、淀川大堰の水位操作についての話がありましたが、この流域委員会で特に着目しているのは、琵琶湖及びその下流域の河川の生態系にとって、どのような水位操作がよいのかという点です。それからもう1点、いわゆる河川の物理環境、例えば瀬、淵、砂洲、植生、

干潟、そういったものを創生するための、或いは好ましい状況に維持するための水位操作はどうあるべきかというところに焦点を当てて議論しています。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、ダムのワーキンググループの説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1-3について説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

江頭委員と倉田委員、追加されることはありますか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

大事なことは、流域全体として、ダムがどのように配置されるべきであるかという話を、例えば治水上の問題、それから水資源が現在足りているのか、或いはもっと開発する必要があるのかという視点で捉えるということです。

特に水資源については、気候変動に伴う雨の降り方の変化、時間的にも空間的にも変動しますので、これらを考慮する時、水資源をどのように考えればよいかということとダムとの関係も議論していく必要があります。

もう1点大事なものは、環境維持用水の問題で、河川維持用水という考え方をもう少し広義の意味で考えなければいけない状況になるのではないかと思います。と言いますのは、河川の物理環境を好ましい状態にするためには、水のコントロールだけではなく、土砂のコントロールも同時に考えていく必要があります。非常に難しいテーマではありますが、委員会から意見を伺いながら、シビアな議論を始めようとしているところです。以上です。では、一般意見聴取ワーキンググループの説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1-3について説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

仁連委員と村上委員、何かありますか。

村上委員（琵琶湖部会）

現在は、委員会での最後提言のとりまとめに入れる一般意見の聴取についてと、この流域委員会自体で行う活動についての2つについて議論しています。

一般意見の聴取のあり方については、先ほど説明がありましたが、そもそも、一般意見を聴いて河川管理者が調整をして決めるという今までのあり方自体も考え直す必要があるのではないかとということで、もう少し広い形で議論しようということになっています。

委員会の活動自体については議題が2つあり、1つは、今まで出して頂いている意見をどのようにするかということです。もう1つは、試行的な活動ということが挙げられていましたが、一般意見聴取をしていく中で、まずワーキンググループとして何ができるのかを議論することです。

時間の都合上どこまでできるのかは難しいですが、そういう状況です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

もう1つ、水質のワーキンググループがありましたね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

最後に水質のワーキンググループですが、10月1日に第1回目ということで、宗宮委員を中心に開催しております。

資料は時間の関係でお手元にご用意できなかったのですが、主に、河川における水質管理のスタンスはどうあるべきかというようなご議論、或いは水質管理の目標をどのように置くのかなどについて、様々な議論がなされております。

今後は、宗宮リーダーを中心にまとめをつくって頂き、メーリングリスト等を活用しながら委員の皆さまで議論を深めていくということで、10月24日の最終提言の作業部会までに、もう1回ほどワーキングの機会を持って幾つかの結論を出していくことになっています。細かいところはなかなか時間的に詰められないとしても、水質についての基本的なスタンスというものを打ち出していくことが確認をされております。簡単ではありますが、水質については以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

宗宮委員と中村委員、何かありますか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

10月24日までの3週間で中間まとめの最終提案を出せということで、非常に時間がない中、私を入れて6名の委員が討論しております。

今まで水質問題というのは、ある意味では検討することを避けて通ってきた感じがあります。その水質問題を、河川問題のどこへ位置付けるかが非常に難しいですね。全体の流れが環境、生態系というような言葉で通っていて、豊かな生態系を取り戻すために、そしてあらゆるスタンスを見直そうというような形になっているのですが、それが甚だ概念的で、具体的に数値としてはもう1つ出てきていません。水質というのは、今まで環境基準をベースに管理をしてきたものに対して、それに非常に外れて、離れたところの、具体的な数値で表現しながら水質について書くのかという話になると大変難しいところがあります。

従って、ある意味では、志向性、方向性や考え方というものをまとめるのにとどまらざるを得ない気がします。今後は、委員の間でメールを交換し、最終的にもう1度だけワー

キンググループの会を持ち、意見をまとめて作り上げたいと思っております。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今までの説明に関してご意見、質問はありますか。

では、私から1つだけ申し上げます。

全てのワーキンググループは、恐らく2つの目的を持っていると思います。1つは、先に出しました中間とりまとめを改定して、最終提言のとりまとめに出すことです。3つの部会ででき上がったものをまとめる際に、各ワーキンググループから、それを幾らか追加し、修正し、提言に入るところの原案を出して頂くという作業が1つあります。期限は大体10月の終わりです。

私の理解では、もう一つ、さらに近畿地方整備局から出た河川整備計画原案に関して、今度は、委員会として意見を出さないといけないわけですが、その時もワーキンググループの役割を果たして頂くことが前提と思っております。そういう点では、ワーキンググループの活動は10月に終わるのではなく、大なり小なり後のところまで続くと思っております。委員の他の方も含めて、そのようにご理解を頂きたいと思っております。

次の議題ですが、中間とりまとめを少しブラッシュアップした最終提言のところに関する分では、むしろこの琵琶湖部会についての議論も必要ですが、各ワーキンググループにおける議論が大変大事なので、今日ご意見が出せなかったとしても、ご意見、或いは何か問題があれば、そのワーキンググループのリーダーのところへ意見をおっしゃって頂き、各々のワーキンググループでその意見をまとめる方法があると思います。

特にご質問、ご意見がなければ終わらせて頂いてよろしいですか。

次の議題は、最終提言に関する意見交換についてです。庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料1-2、1-3、2-2、2-3について説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今の点について、何かご質問、ご意見等ありますか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先日、目次案を初めて拝見しましたが、文化的、社会的な側面というところからは書いてあるのですが、産業的や経済的といった側面が欠けているように感じ、不自然に映ります。

資料1-2の22ページに書かれたリストも、少し訂正をしないとイケないと思います。例えば、今日議論されるのですが、滋賀県に関しての意見もリストがつくってあって、今日読んだ限りでは現状と将来には話はかなり踏み込んでいますが、何故現状がこういう形で起こっているのかについての説明なり解釈が欠けているという指摘がかなりあります。

例えば先ほどの水質の問題で、現在、水質が非常に悪化していると言いますが、何故そ

うなったのかについてどう判断しているのかという記述がないという指摘がありました。私は現状が起こったことに対する判断、どういう点が問題であったかということ、一言でもよいからつけ加えていくべきだと思います。

また、従来の高度成長以後の産業中心の政策に支えられた展開も踏まえられないといけないのではないのでしょうか。その記述がないために、一般の方からご指摘を受けている気がします。恐らく利水とか利用という言葉の中に産業的、経済的とらえ方を入れればよいのかもしれませんが、目次を見ている限り、産業的、経済的な側面がないのはどうも片手落ちのような気がします。いずれ議論して頂きたいです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

倉田委員のお話には2つの論点があると思います。1つは、産業というものをどう考えるかという問題で、或いは、利用というところ辺りに、利用という言葉を変えてもって構わないわけですから、お考えがあれば、是非意見をワーキンググループに出して頂くという方法があると思います。

それから、現状のよって来たゆえんというのは、今おっしゃったように非常に短い言葉で書けるとするならば、確かにあった方がよろしいと思います。ただ、一般に高度経済成長の何とかと、そんな言い方で済ますだけではなかなか難しい問題がありますので、その辺は、長い文章でないまとめ方を考えていきたいと思っています。

他にはありませんでしょうか。「最終提言」という言葉がありますが、庶務から話がありましたように、決してこの最終提言が委員会の最後のものでなく、淀川水系流域委員会中間まとめをブラッシュアップして出す、つまりこの中間とりまとめの文章を直してきちんとした形で出すのが今回の最終提言です。その提言を考えに入れながら、国土交通省近畿地方整備局が河川整備計画をつくれる、その前の問題であります。我々の問題は、もう1つは、明白に河川整備計画そのものをどのように考えるかということを出さないといけないうわけですから、「最終提言」という言葉に十分にご理解頂きたいと思っています。

そういう意味では、中間とりまとめに関していろいろ頂いている意見の他に、琵琶湖部会だけについてもいわゆる「河川管理者」の方から質問をもらって、私自身も、あそこは完全に間違いでしたねというところも十分ありますから、そのようなものを全部取り入れながら、きちっとしたブラッシュアップしていかねばなりません。その点を十分にご理解して頂いていることとはもう重々承知しておりますが、改めて申し上げておきたいと思っています。

資料2-2、2-3について、特にご発言はありませんか。

それでは、資料2-4-1を見てください。先ほどの庶務の説明にもありましたように、最終提言の場合には、委員会のものに琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会と4つのものが出ていくという形をとらないことについては、この部会でも既にご了解を得ております。全体が委員会としての意見として最終提言になって出ていくというのが、今作業をしている予定です。

この中間とりまとめの段階では、各々ニュアンス、その他において、委員会、各部会で

違っているところがありますが、それは委員会としてまとめたいということで行っているわけで、かつワーキンググループで議論をしておきながら、もう1つ進められていなかった問題をつくって頂いていることとなります。

そのかわりに、全体の意見について、違うご意見の非常に強いものがあるという場合には、少数意見として、これは部会としての意見というよりは個人の意見として出していきます。結局、委員会として一般意見を一本化するというのが基本的な姿です。

しかし、既に「河川管理者」から質問を頂いたり、或いはいろいろな方からのご意見を頂いたりした内容に関して、明らかに変えた方がよしい問題に関しては、その意見を出さないといけません。本来は私が座長役として琵琶湖部会の文章を変えないといけなかったはずなのですが、他の仕事が非常に忙しかったものですから、中村委員と川端委員に執筆して頂きました。それが資料2-4-1です。

資料2-4-1については、中村委員、川端委員の方からご説明を頂けますでしょうか。よろしくをお願いします。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

基本的には部会長の説明通りですが、文章そのものを、最終とりまとめに具体的にこういう形で反映して下さいということは、並行して幾つかのワーキンググループが進んでいることでもありますので、それについては今日少し議論して頂いた上で、どう対応するか検討したいと思います。取り敢えず作業として何をされたのかをご説明します。

まず1ページ目、2ページ目に目次があるのですが、この目次が先ほど事務局が説明された最近の目次ではなく、その前の目次になっています。それに沿って、どのように琵琶湖部会の中間とりまとめをとりまとめていくのかをまず前提として頂きたいということです。

また、ボックスに入った部分と下線を引いた部分がこの文章全体にあるのですが、ボックスの部分については、どういう方針でこの個別の章を扱うべきかということのコメントが入っています。線部分は、明らかに琵琶湖部会、或いは琵琶湖に関する記述であって、これを最終的に作業部会が委員会のとりまとめにどのように吸収していくかは別にして、こういう材料は特に琵琶湖特有の記述であって、中間とりまとめの中で整理されたものであるということが1つあります。それからもう1つは、今日の議論になるのですが、この下線の部分で、この際ですからもう少し集約するような、メッセージ性を高めるようなサジェスション、或いはこういうことが最終提言に反映されなければいけないということがあれば伺います。

ざっといきますと、「緒言」の部分なのですが、「河川をめぐる現状とその背景」という最終報告の目次案に反映を考慮しなければいけないと言っています。下線の部分は琵琶湖に関する部分であって、一部、委員会の中間とりまとめと重複する部分はあるかもしれませんが、最終提言の中できちんと扱っていることを、琵琶湖部会では確認する必要があります。

2は「琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点」ということで、現在は「2-1 特性」の部

分が箇条書きになっているのですが、記述の方法をテクニックとしてどのようにしたらよいかということも含めて、委員会、今本委員に、どういう扱いで反映して欲しいを言っていくかを考える必要があります。文章にするか、このままでよいとか、或いはもう少し別の方法で委員会に出して欲しいというようなことがあれば、言ってください。

「2-2問題点」も、同じく委員会の報告書の「河川を巡る現状と背景」に反映するということです。たくさん書かれているのですが、必ずしも箇条書きでいかななくてもよいだろうということは書いておきました。

7ページ目の「社会・文化面」については、「流域整備の変革の理念」の中に、それから、「計画策定面」の部分についても同様です。8ページ目については、同じく「流域整備の変革の理念」の方に反映する必要があるということです。

10ページ目の「整備にあたっての視点」については、この辺りは特に委員会の最終版にも残っているのですが、例えば「2-2琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点」ということで、「4.河川整備計画の基本的な視点」というところに反映を考慮したらどうかという提案です。11ページ、「計画策定にあたっての留意点」についても、「4.2河川整備計画の基本的な視点」の方に反映する必要があるのではないかとということです。

13ページ辺りからは、実は委員会のとりまとめにはなかった部分で、現在、それぞれのワーキンググループで新たに議論されています。琵琶湖の中間とりまとめの中には入っていますが、大幅にワーキンググループからの整理が入ってきて、ワーキンググループでの最終的な委員会へのドラフトにちゃんと反映されているかどうかチェックする必要があります。全部琵琶湖についての話ですから、下線は引いてないのですが、ワーキンググループにおられる委員の方にもチェックをして頂きたいと思います。我々もチェックします。

15ページにある、琵琶湖へ注ぐ川についても全く同じです。「河川整備、維持管理における総合的対応」に含まれるべきものですが、入っていません。それで、委員会の最終提言には、「基本的な視点」の方に反映したらどうでしょう。これもチェックするべきです。

16ページの4-3のダム・貯水池計画ですが、同様にこういう書き方で委員会のとりまとめに入っているものではありません。委員会最終版ではダムワーキングが「5-5ダム・貯水池計画について」で立ち上げますので、そこに反映するということです。ここで書かれていることがきちんと反映されているかは、ダムワーキンググループの議論と非常に密接に関連することですから、ダムワーキンググループと我々の両方できちんとチェックすることが必要だと思います。

18ページは、「5-4環境」の方に反映するのですが、これも非常に特殊な湖岸・水辺(湿地・内湖)で、特に、琵琶湖部会こそその議論があり、こういう記述が出てきているわけですから、この新しい最終版の委員会の「5-4環境」の中に、どういう項目立てで入るべきかということも含め、部会から作業部会の方に提案していくことになるでしょう。

19ページの「水質について」も委員会の中間とりまとめの中には入ってなかった部分です。ワーキンググループが立ち上がったということで、ワーキンググループでの議論でまとめてもらうことになります。しかも、下線部分は琵琶湖に特有の部分ですので、10月10日から20日くらいの中に、最終的に琵琶湖部会でチェックすることになるでしょう。

21 ページの「適切な計画の策定・進めかたの検討」についても同様です。これは別の書き方でかなりの部分を書き込まれているのですが、琵琶湖部会の方はこういう章立て、節立てで書いていますので、その内容が反映されているかどうかをチェックして進めていきます。

22 ページについては位置付けの問題ですが、これ以下については、(5)、(6)辺りについては、「整備計画推進のあり方」に反映するのがよいかと思っています。

また、先ほど事務局の方からご紹介がありましたように、最終提言は既に変更になってしまっています。今後は、章節の新しい項目立てが委員会の方で議論されて、先ほどご紹介がありましたように、事務局の方に手伝って頂いてきちんと整理するつもりです。

大まかな方針はこんな感じで、具体的な作業が非常にしにくいのが現状です。文章を書きかえたり、とりまとめたりする作業が非常にやりにくいことを踏まえてご議論頂ければと思います。

川端委員の方から何か追加はありますか。

川端委員（琵琶湖部会）

特に琵琶湖または琵琶湖に注ぐ河川に関する記述と、それから、他の部会、或いは委員会で取り上げていないところの2点に絞って今の議論がされました。補足です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。本来は私がしなければいけないことを、まことに見事に議論の対象になるようにまとめて頂き、感謝しております。

では、この件についてご意見を承りたいと思いますが、その前に申し上げておきますと、資料1-2、20ページの最終提言の新しい内容については、2-3のところは淀川、つまり琵琶湖、洗堰以下と言った方がよいかもしれませんが、猪名川というのは、各々の部会で書いてあったものを、重要な点だけを比較的短くまとめて、そこへ並べようという形になっております。従って琵琶湖の特性のようなものは、2-3に書かれると思います。

やはり新しい目次案でいえば、3の「流域整備の理念の変革」というところと、それから4の「整備計画のあり方」というところが中心になってきますので、今のような話をどのように入れていくか考えねばいけません。

私が執筆を担当している流域整備以前の変革については、3-2から3-5までを、一応この月の10日頃までに第1原案をつくって頂くことになっており、それを私のところへ送って頂いて、それを見ながら私が上の物を書くという内容になっております。できるだけ20何日くらいまでにまとめたいと考えています。

琵琶湖部会の場合には、住民参加は別にして、治水、利水、利用、環境という言い方をあえてしないで、総合的に物事を考えないといけないという形でまとめています。しかし、全体として理念の変革をはっきりと強調するためには、やはり治水、利水、利用、環境というのを一応分けて、ある程度便宜的ですが、従来の方法通りに書く方がわかりやすいのではないかというのが全体の意見です。それでも、本格的に実行するところでは、それら

を総合して、治水だけ、環境だけの問題で書くこと自身が、本当は河川整備計画についておかしいという考え方を前から出しているわけですから、そういう総合性のものをどのような形で入れるかという3-1のところを私が書くことになっています。

ついでに申しますと、これは最初を書く方がよいのか、つまり治水、利水、利用、環境が済んでからもう一遍書いた方がよいのか、その辺も一応原案として私に任されているという状態です。それで、4-1から4-6までずっと書いていこうと考えています。

時間が非常に限られていることもあり、いろいろなワーキンググループからの意見を書いて、文章としてでき上がったものを一応たたき台として出します。たたき台を出して頂くわけですが、それに対するご意見、チェックというようなものは、口頭では大変ぐあいが悪いので、文章として書いて頂くことを原則にしております。今お話を頂いた反映を考慮することではなく、きちんとチェックをして、文章的な問題も含めて考えないといけない問題だと思います。

そのようなことをつけ加えさせて頂いた上で、ご意見を承りたいと思います。中村委員、川端委員の大変なご努力に改めて感謝すると同時に、どうぞご意見をおっしゃって下さい。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

目次に関する意見です。どんどん目次が組みかえられて、困ったと思っているのですが、資料2-4-1、2-2の問題点のところ(3)利水面、(4)利用面と書いてありますね。

私は利水と利用は同義語だと思います。つまり利水面、利用面、これを一本化して利用面ととれば、利用という言葉を広義に解釈すれば全部入ると思います。その中で、経済・産業面と社会・文化面を分けておけば、先ほど言っていたようなことが突破できます。そうすると(5)社会・文化面というのは、むしろ利用面の中で2つに分けて、経済・産業面と社会・文化面とを分けて表現すれば、縮小してカバーできるのではないかという気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

済みません。どの資料の話ですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

資料2-4-1の資料の1枚目に目次があり、2の中の「2-2問題点」と書いてあります。6つ数字が並んでいるうちの(3)と(4)というのは、とらえ方によっては一本化できますし、社会・文化面も含めて、(3)から(5)までを利用面という形でくくって、1つが経済・産業面、2が社会・文化面とすれば、実はこの3つの項目を立てることがないのではないかと思います。そして、なおかつ経済・産業面も入れることができるのではないかという気がするのです。

場合によっては、書面で意見を出しても結構です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

お願いいたします。

「2 琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点」というのは、もとのものではこれだけ長いわけですが、さらに淀川、猪名川でもやっていると、それだけで非常に長くなりますので、恐らくこの部分を極めて圧縮した格好で、しかし内容を変えずに、大事なところは落とさない格好でするのが、まさに芦田委員長と庶務の手際に任されているところです。

ついでに利水と利用という問題に関しては、資料1-2の22ページを見て頂きますと、少なくとも、「3 流域整備の理念の変革」というところに関しては、3-3として利水・利用というのを1つにまとめようということになっております。

利水とは、水をいかに使うかというお話ですが、非常に広い意味で言えば、たしかに利用に違いないです。しかしながら、利用だと言ってしまうと、利水という言葉があまりにも大きくはびこっていますし、特に河川整備のような問題では、河川法の中における言葉でもそういう言葉はありますので、利水・利用と並べて、1つの項目にするのが適当ではないかというのがこの間の話でした。そのような点では倉田委員のご意見に、少なくともかなり近いと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。資料2-2として配られているのは新しい目次のようですね。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

資料2-2は、先ほど庶務が申しましたように資料1-2の前の段階ですので、資料の1-2の22ページが現在の最終案です。資料2-2は古い版であるとお考え下さい。

中村委員がご指摘になっていたのは、中村委員がつくって頂いた資料2-4-1は、資料2-2に合っているのであって、別紙1には合っていないので、そこは直さなければいけないという点です。

倉田委員、今の件はよろしいですか。他の話に移ってよろしいですか。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

はい、どうぞ。

藤井委員(琵琶湖部会)

大分休んでいましたので、既に方向性の議論はなされているのかもしれませんが、資料1-2の22ページが一番新しい目次とすると、今回の2-4-1の「5 適切な計画の策定・進めかたの検討」は、もちろん盛られるのが前提ですね。資料1-2の22ページが目次の場合で最終案ですね。

資料2-4-1の項目立てで言いますと、「5 適切な計画の策定・進めかたの検討」は残りますね。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

これは事務局から説明してもらったのが一番よいと思います。「5 適切な計画の策定・進めかたの検討」はもちろん外れないのですが、22 ページの前のバージョンである委員会最終報告の目次の「6 計画策定のあり方」に反映するという事です。「6 計画策定のあり方」が最終目次の22 ページのどこに行ったのかがわかれば、そこに入るということです。

藤井委員（琵琶湖部会）

入るということ的前提に資料2-4-1の22 ページの他省庁との連携について、ご質問します。

私事ですが、環境省の環境循環基本計画法ができた後に、循環基本計画部会の議論に参加しています。主務官庁はもちろん環境省ですが、全ての委員会に各省庁が全部同列で参加する形をとっています。

もう1つ、農林水産省の中にバイオマスエネルギーに着目したバイオマス日本というチームが7月に立ち上がり、その委員もしています。バイオマス日本の主務官庁が農林水産省ですが、農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省の5省で骨子をつくっています。

そういう流れを見てきますと、この流域委員会でも省庁間の連携は非常に重要な意味を持ってくると思われます。様々なワーキンググループができて、それぞれで非常に緻密な議論がなされておりますが、こういう枠組み議論は、委員会ではどのように位置付けられるのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的な問題はまだ議論しておりません。従って、例えば中間とりまとめの「他省庁等との連携を踏まえた計画とすること」という問題に関しては、「河川整備計画のあり方」より「流域整備の理念の変革」の基本的な考え方といったところに、入ってくるかどうか考えていく必要があるでしょう。

藤井委員がおっしゃったことはかなり大事な問題なので、もし可能であれば、藤井委員からワーキンググループに対して提案をして頂けませんか。私自身も、琵琶湖部会として、そういうご意見が今からの議論で、もし大きく、皆さまのご意見がそれであれば、そのようにいたしたいと思います。

中間とりまとめでは、計画策定段階から連携を図るべきとまでが要請されています。しかし、藤井委員は、既に他の省庁では主務官庁がありながら、そういう問題があるので、非常に強く言えば、この問題に関しては、国土交通省はそういうようなやり方をするべきであると書くか書かないかというのは、これは委員会全体としての結論として、その意見が通るか通らないかということは別ですが、そのような問題として提起をして頂いた上で、多数なり少数なり、或いはそれは強くおっしゃるとすれば、少数でもどう扱うかという、そういう扱いの仕方をするのが一番適当なのではないかと思えます。

藤井委員（琵琶湖部会）

一言つけ加えさせて下さい。

この河川整備計画策定の後、実際に計画が政策化されて、予算化されて、形になってようやく意味のあるものになると思います。そうすると、そのプロセスから関連する省庁が入っていないといけないと思います。少なくともこの委員会の中に近畿農政局も参加していませんし、他の部局はずっと参加していません。全部国土交通省で来ているのですが、今まではそれでよかったのかなと思います。本当は、最初から参加すべきだと言った方がよかったかもしれません。

実際にバイオマス日本でも、5つの官庁と一緒にやっていたら、バイオマスについて、もう来年の概算要求で、全部の各省庁がバイオマスとNPO支援という予算を全部乗せてきています。そういう1年先、2年先を見据えてどうするのかという、そのスタンスが必要だと思われます。

今、川那部部会長のご指摘に沿って、どこのワーキンググループにどのように書いたらよいかを指導して頂いて、今の私の意見が反映できるように努力したいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ご意見を出して頂くとするれば、琵琶湖部会として、何を具体的に考えるかということと、それからもう一つ、今本委員がリーダーをしていらっしゃる最終提言作業部会ということになります。私も江頭委員もメンバーです。

どうでしょうか。例えば、今のような問題について、皆さまのご意見を一つずつお聞きしていくか、大体今のような話としてご意見をお聞きしておくのか、どちらの扱い方をさせて頂きでしょうか。

特にご意見がなければ、次のご意見を先に何うことにしてよろしいですか。

村上委員（琵琶湖部会）

私が申し上げたかったことは、藤井委員がおっしゃったことと殆ど同じことです。

今、中村委員がおっしゃったように、私もこの部分が一体どこに入るのかが気になっており、住民参加ということを考えて時に、結局、治水の部分、利水、環境等個々の方針があっても、最終的にこれを調整するのが一番難しいわけです。住民の合意形成なり、計画策定の部分に関するプロセス、そこに関してどうするのかという部分がやはり非常に大事だと思っているのですが、一体この中でどこに入るのかというのが私には非常によくわかりにくいということです。

住民参加ということだけで言われてしまうと、それだけではおかしいだろうと思います。これを最終提言のワーキンググループの中で、どのように解釈してらっしゃるのか、やはり非常に関心があります。それともう一つ、一般意見聴取ワーキンググループにどこまでタスクがかかってくるのかということも含めて教えてください。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私はワーキンググループのリーダーではないですから、どうなるかというのはなかなか難しい問題だと思いますが、そのメンバー1人として、個人的な意見を申すとするなら、中村委員、川端委員にまとめて頂いた21ページから後の、「5 適切な計画策定・進めかたの検討」という項目は、項目として残るかどうかはともかくとして、中身については、最後のところに入るということではいけないと思います。

その中の「長期的な目標を見据えた計画とすること」とか、有効な戦略とかというようなところは、かなり広い内容ですので、その辺は「流域整備の理念の変革」のところになるのか、「河川整備計画あり方」の一番基本的なところになるのかわかりませんが、恐らくその辺のところでは生かされるべきではないかと思います。その辺は完全に、文章の問題がありますが、そういう形になるのではないかと思います。

それから、住民参加について述べてあるところが2つあります。確かに住民参加という言葉は非常に軽いという言い方もありますから、その辺については、一般意見聴取ワーキンググループが実際に主担当ですので、そのところで十分に言葉遣いも考えて頂く必要があります。例えば、「地域計画策定プロセスへの流域住民の連携・参画を推進する計画」というのが琵琶湖部会の中間とりまとめには出ていますから、そのような言い方を非常に強く出すとすれば、3-5、4-7の「住民参加」の辺りをそのように頂くということが一番自然であり、かつ有効な方法だと思います。

それから、「他省庁等との連携を踏まえた」というのは、今おっしゃったような形で、3-2「治水」から3-5「住民参加」というようなところではありませんから、一般的などころでどのように入れるかという問題だと思います。

「順応性・可変性をもった計画」というような問題は、これはごく一般的なものとしての流域整備をどのようにしていくかという議論ですから、これは恐らく全体の基本認識であるか、基本的な考え方のところに入ってくるという形になると思います。その辺は、最終的には、作業部会でつくったものを皆さまにお渡しした時に、もう一度チェックをして頂くことが大事なのではないかと思います。

琵琶湖部会で既に書いてあったことをあえて言えば、5番目の「適切な計画の策定・進めかたの検討」というところで、琵琶湖部会から提案したような内容に関することは落とさずに、必ず今度の最終提言に入れるべきであるということは、琵琶湖部会一般として、特に忘れないようにと作業部会の方に言うということは、決めてよろしいでしょうか。内容のよい悪いではなくて、藤井委員の分と取り扱いを違えて私が申ししたのは、これは中間とりまとめで既に琵琶湖部会として書いているものなので、その内容の主要な問題は、やはり全部落とすのではなくて、きちんと入れるべきであるということは申しの方がよろしいでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

賛成です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

一応、その点は琵琶湖部会では賛成という意見で落ち着いたということにします。

藤井委員 (琵琶湖部会)

住民参加についての村上委員の意見に対してですが、資料 2 - 4 - 1 の 9 ページと 21 ページに書いてある「住民」のニュアンスの違いがあります。

9 ページの (5) の下から 4 行目、ここは非常に住民の主体性、住民イニシアチブを明確に置いて、「住民の主体的な考えや取り組みに学び」と言い切って、その上段で、今までのように「行政が計画を立案し住民がそれを受け入れる従来の方式から」というその転換を書いています。しかし、21 ページの (3) の「住民とのパートナーシップによる計画推進」はかつての発想が出ているような形で、「策定のプロセスに流域住民を積極的に参画させることが必要である」と書いてあるのですね。この辺のところのニュアンスをどうとるかという、つまり「住民」の概念をきっちり決めておくことが必要だと思います。

本当は 9 ページのニュアンスでいければ、非常によいのですが、これについてはワーキンググループの中で議論して頂ければよいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

この文章は、中間とりまとめで琵琶湖部会がまとめたものですから、我々の責任としてニュアンスが違うことを認めるかどうかということになるわけで、当然ながら文章としては、どちらのニュアンスであるかははっきりと決めなければいけないということは確かだと思いますね。琵琶湖部会としてのまとめが少し悪かったと反省しないとイケません。

どちらのニュアンスをとっていかるとについては、今、藤井委員がおっしゃって頂いたということ、ご意見があるということで、村上委員、或いは仁連委員が入っていらっしゃる一般意見聴取ワーキンググループにお伝えしたことにしてよろしいですか。

藤井委員 (琵琶湖部会)

わかりました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

よろしく願いいたします。他にはありますか。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

事務局も含めて確認しておいた方がよい話ですが、1 つは資料 1 - 2 の 22 ページの最終提言目次案と、それから資料 2 - 2 の最終提言目次案の対応表をつくらないと駄目だと思います。事務局、言っている意味はわかりますか。

対応表がないとなかなか作業が進まないのです。これは多分、作業部会で最終提言にする時に、どういう議論の経緯があって、こういう 4 章立ての項目にしたのかということだと思いますので、それをベースに対応表をつくって頂きたいということが 1 つです。

もう1つは、個々の委員が今の藤井委員のご意見も含めて、多分最終提言の作業部会がドラフトを各委員に配るとするのは、10月10日以降、15、16日くらいになるのですか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

今の予定ではそうなります。

中村委員(委員会・琵琶湖部会)

15、16日くらいになりますよね。

最終提言のドラフトが琵琶湖部会の委員に来た時に、琵琶湖部会の委員がどこにコメントを出すのかをはっきりしておいた方がよいと思います。それは、部会長、江頭委員が直接作業部会に入っているのも、その間に川端委員と私が入らない方がよいのかもしれないということです。

入った方がよいのであれば、作業を伴うということで、何らかの対応をしないと行けません。スケジュールや、今のような議論を含めて二重手間、解釈が入りますよね。文章を書いたら、その文章はおかしいと、やはりこういう文章で作業部会に反映したいということが、作業部会の委員の部会長、副部会長から出てくる可能性は非常に大きいわけですから、その辺も含めて、どのような手順で出していくのかということだけはここで決めておいた方がよいと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

今の話はいろいろな点で大事だと思いますので、セカンドがなくても取り上げたいと思います。他の方はどのようにお考えでしょうか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

時間的な制約が相当きつい状況にありますので、直接事務局の方に言って、あとは作業部会で議論させて頂きたいと思います。それをお認め頂いた方が作業としては一番やりやすいですね。個人的に来られますと、皆さま、それを対応する時間が多分ないと思いますね。一番確実な方法は事務局を通して、最終提言作業部会に諮るという格好でいかがでしょうか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

他の方、いかがでしょうか。

中村委員(委員会・琵琶湖部会)

その場合、琵琶湖部会としてどうするかというのはどこでやりますかね。琵琶湖部会の代表として入っている作業部会の中で、委員として入っておられる川那部部会長と江頭委員が、その場でやられるということにするのか、その前で、1回琵琶湖部会としては、こういうふうということをするのかやらないのかということです。

時間的な制約でいくと、その場でやります、十分踏まえておりますのでという言い方が1つありますし、そうではなくて、一応琵琶湖部会ではこうでしたということで作業部会に出されるということであれば、一応1つ前のステップが必要なのかもわからないと思います。要するに、事務局から委員方の方に行って、そこから作業部会で作業をやるということになるのか、事務局から作業部会の方に行って、全体に流れてそこで議論するのかということですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）
他の方は何かご意見はございますか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いろいろな分野に関わる人が部会に入っているため、かかわり方が最終的な報告の中では、かなりウエートに違いが生ずると思います。

例えば、漁業に関わる場所は、本当に少ししか入っていません。だけど、その背景はものすごくあるのですよ。そうすると、他の人たちがどう書いて頂くかによって、漁業に関しては、ああ、これでいけるなという判断ができるなら、あえて漁業について文章を書かなくてもいけるかもしれません。つまり、作業部会にかかれる前に、やはり琵琶湖部会に出される作業部会にかけものを見せて頂きたいと思います。絶対見せて頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今のご発言はどういう意味ですか。少しわかりませんでした。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

中村委員のおっしゃった手間のかかる方法についてです。つまり、直接作業部会にバンと出てしまわないで、最終の作業をされる前に、琵琶湖部会の委員の皆さまが目を通させて頂けるというチャンスを与えて欲しいということですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

まずは作業部会から意見が出てくるわけですね。それに対して、例えば倉田委員、小林委員、寺川委員のご意見があって、ここはこう直すべきであるというご意見が、この部会の各メンバーからいろいろに出てくる可能性がありますね。それらを全部知りたいということですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）
はい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

知りたいだけですか、それともそれによって何か意見を言いたいということですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

知ることによって、責任が果たせるか果たせないかがわかります。つまり、漁業という文字が全然出てこなくても、いろいろな条件設定をこうやっていくべきだというように全部書いて頂ければ、漁業からはことさら言わなくて済むと判断できると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その漁業という問題は、琵琶湖部会における問題だけなのか、それとも部会ではなくて、委員会全体としての漁業の問題であれば、倉田委員は全体における漁業の問題の方ですから、そこでお書きになるものについては、琵琶湖部会が例えばチェックするということは、逆におかしいことはありませんか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

例えば、湖に関しては琵琶湖だけですから、琵琶湖だけの漁業をどうしていきたい、どうあるべきだというのは、それぞれ考えがありますし、この中で少なくとも2人は熱心に考えています。琵琶湖の漁業がどうあるべきかというのがうまく他の表現で書かれていれば、ことさらに漁業というのは、少数のところを説明しなくても、ああなっていくのなら安心だということがあるのですよ。

ところが、漁業のことにこだわった文章をことさら書かなくてはいけないということはないと思っています。ですから、他のところでどういうフォローをして頂いているかということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

誠に申し訳ありません。今度書くのも、これも含めてなのですが、それはそれで自立的に説明されていないといけません。つまり、口頭で改めてしゃべって、やっとわかるようなものというのは、1つの独立した文章ではありませんから、逆に言えば、もしもそのところを倉田委員が非常にはっきりと、これはあれであると思われれば、どのようなニュアンスで受けとられるかではなくて、だれでもがそのように受けとる形で書かれなければならぬというのは確かだと思います。そうでないと、玉虫色の事態が起こるわけです。

そういう意味で言うと、琵琶湖部会というものの情報を交換することは確かにあるのですが、琵琶湖部会として何か言うということが現段階で必要でしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

必要なのではないかと考えています。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

例えば次の委員会の時には、部会だけにしか入ってらっしゃらない方も全部集まることになっておりますが、それ以前に琵琶湖部会で、もう一度その内容を琵琶湖部会として検討せよとおっしゃるわけですね。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

そうです。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

多分、ほぼ同じようなことが別の方法で達成できるのではないのでしょうか。私はこの中間とりまとめを見て、これは絶対最終提言の中にきちんと反映されていなければいけないという考え方というか、ワンセンテンスくらいで、趣旨としてきちんと反映されなくてはいけないということを琵琶湖部会の各委員が今の段階で、作業部会のメンバーである部会長と副部会長に、或いは事務局経由で言っても構わないので、半ページかそこらでまとめて頂ければと思っています。それを十分考慮して作業すればよいのではないのでしょうか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

場合によってはそれでも構わないと思います、

しかし、検討として十分ではないと思いますよ。直接、書かれた意見を読んだり、或いは言ったりすることが非常に理解を深めますし、誤解がないと思います。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

ただ、最終提言のドラフトというのは、また委員の方に回ってきますよね。その方が現実的とは思いますが。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の方はいかがお考えでしょうか。

宗宮委員 (委員会・琵琶湖部会)

基本的に、中間とりまとめから最終提言に行く時に、部会なりワーキンググループなり、それぞれの報告書がどういう位置付けになるかを考える必要がありますね。最終提言が出れば、各部会の報告書は、付属資料としてついていくのですか、ついていかないのですか。あと、ワーキンググループの報告は、どこに位置付けられるのかというのがはっきりしません。その辺りが問題と思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

現在のワーキンググループでの考え方としては、今回はワーキンググループなり各部会におけるとりまとめというのは、正式の報告にはならないという立場だと思っています。もち

ろん、付属文書としてつけるくらいのことはあるかもしれませんが、それは個々にあるような中間のとりまとめにおける委員会、部会、という扱いではなくて、もっときちんと 1 つにまとめたいというのが全体の意見です。

しかしながら、1 つにまとめるということをやればやるほど、個人としての意見が違ふということは当然あり得ますから、ある議論の中でその意見が出て、皆さまが、ああ、やはりそうだったなと言われたら、それが逆さまになって多数意見になることもあるわけです。逆のものが少数意見になるということもありますが、委員会と各部会のとりまとめを 4 つに並べるといふ形は、できるだけとらないように努力しようというのが今の立場です。

私の意見を簡単に言わせて頂いてよろしいでしょうか。

今のところ、委員会その他の予定というのは、先ほど庶務が申しましたように、10 日頃までに、うまくいくかどうかわかりませんが、かなりのワーキンググループが第 1 次のドラフトを書いて下さることになっております。住民参加の部分は、少し難しい作業があり、私自身は、それを見させて頂いた上で書くということになっていきますので、もう少し遅れることとなります。

24 日の木曜日の最終提言の作業部会で改めて相談し、できるだけ 1 つの意見にまとめたいと考えているわけです。どうしてもできなくて延びることはあるかもしれませんが、できるだけそうしたいと考えています。

その直後に作業部会としての案というのが皆さまのところに配られることとなります。それを見られて、委員が議論することになっています。私と江頭委員、或いは私は、中村委員、川端委員には大変申し訳ないことをお願いしているのですが、個人としてのご意見の他に、琵琶湖部会で過去に議論していたものの中でかなり重要な点が抜け落ちているかいないかについては、チェックをしていただきたいと思っています。それを出させて頂いて議論した上で、琵琶湖部会のことは少し飛ばして申しますと、11 月 13 日には拡大委員会、つまり部会だけに入っていらっしゃる委員も全部含めて集まる会が開かれ、極めて重要な点については、いろいろな意見を決めることになっています。そこで、作業部会の意見は当然に変更が起こるでしょうから、もう一度、作業部会がその意見のある程度までまとめた上で、ある成案をつくって、また皆さまにお渡しすることとなります。

最終的には 12 月 5 日の委員会で最終提言として確定させて頂いて、近畿地方整備局長へお渡しするというのが現在の段階です。どうしても遅れることはあるかもしれませんが、これを遅らせると、河川整備計画そのものをつくるのが遅れてしまいますので、12 月 5 日にはできるだけきちんとしたものを決めたいと思います。同時に、その時は最終の決めることであって、重要なご意見は、11 月 13 日の拡大委員会の時に十分に議論をして、いろいろな問題点をはっきりさせたいという形になっています。

今後琵琶湖部会として集まる機会があるのかどうかというのは大変難しいと思います。11 月 9 日の土曜日に琵琶湖部会を開くことにはいたしておりますが、この時に、琵琶湖部会としては、これでなければいけないという決議をしたところで、殆ど意味がない問題になると思いますし、13 日には他の部会の委員も全部来られていろいろとディスカッションするわけですから、その時の琵琶湖部会は、よほどのことがない限り何かを言うことには

ならないのではないかと思います。

もう一遍繰り返させて頂きますと、琵琶湖部会の各委員は、何遍かに分けて配られたワーキンググループ、作業部会の資料について、文章としてここはこう直せということをは是非書いて頂きたいと思います。その件に関しては、個々人の意見であると同時に、やはり琵琶湖部会の前の中間とりまとめはどうであったかということも各人、皆さまある程度までは考えておいて頂くことをお願いいたします。特に、個人の意見だけではなく、琵琶湖部会の中間とりまとめに書いていて、大事であると言い、今日の議論をつくって頂いたような内容の問題に対しては、私と江頭委員は責任がありますが、同時に中村委員と川端委員は個人の意見だけではなく、その点をもう一度見直して頂いた上で、意見を出して頂きたいと思います。そういうことでいかがでしょうか。出して頂く先は、全部事務局です。

次の作業部会には私はいないので、作業は江頭委員にお願いしておきたいと思います。事務局の事務は大変増えますが、各委員から来た意見を作業部会のメンバーだけが知っているのではなくて、先ほどの倉田委員の話にもありましたが、各委員の方々も受け取れるような状態であれば、大変よろしいと思います。できるだけEメールか何かを使って頂いて、皆さまから来た意見、例えば琵琶湖部会の他のメンバーから来た意見がどうであるかということは、知らせて頂くことはできるだけお願いしたいのですが、改めてそれについてどう議論をして、琵琶湖部会としては、どうであるかということと言わないということをお願いできませんか。

当然、これは琵琶湖部会として非常に重要であるにも関わらず抜け落ちているから、ちゃんと注意せよというご意見も事務局へ出して頂ければ、直ちに私どもところへは意見として来ますから、Eメールを見た上で、ちゃんと考えさせて頂くことにしたいと思います。

まことに申し訳ありませんが、無駄になることは承知の上で、10日過ぎに出てきたご意見に対してもご反応頂きたいですし、それからもう少し後で次々と出てくるご意見についても、できるだけご反応を頂きたくお願いいたします。さて、次は資料 2-4-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する意見」、その他について、他にご意見いかがでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

部会での議論内容についての意見です。今まで琵琶湖部会でいろいろな議論をしてきたのですが、私は治水についての議論が不足していると感じています。

委員会でも、受忍であるとか、いろいろな議論がありますし、一般意見の中にもたくさんこういうことが出ているのに、琵琶湖部会ではゆっくり議論をする時間があまりなかったのではないのでしょうか。

河川管理者との意見交換の時にも、一度児玉所長の方から、「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」のこともお話はして頂きましたが、その後、しり切れトンボになってしまったと気がして、その辺りの議論をやはりきっちりやっておかないといけないのではないかと思います。今日も淀川部会の資料も出して頂いていますが、こういったものについて説明頂く時間、そして少し議論をする時間を、次回にでもきっちりとってほしいと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

宿題として、昨日夕方に送って頂いた資料2-4-2の内容についてはどうなっていますか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

資料2-4-1に関係することでしたら、どうぞおっしゃって下さい。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

これは資料2-4-1に関係することです。次のところで議論されるかもしれませんが、前もって言うておきたいのは、滋賀県の意見をきちんとまとめて、中間とりまとめの文書を逐一全部教える、説明しろ、こうしてはいかがとか、大変丁寧に指摘され、質問もされているわけですね。これは無視してはいけないので、ある程度フォローして回答なり改善なりできるようなことも考えて頂かないといけないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

済みません。資料2-4-1には関係がないと思いますので、その議論は後にさせていただきます。村上委員のご意見についてですが、最終提言をするまでにその議論をしたいということですね。

村上委員 (琵琶湖部会)

そうですね。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今日はとても無理だと思しますので、議論するとすれば次の琵琶湖部会になります。実質的には、よほどのことがない限り、それがそこに入ってくるという形ではないのです。今、本当に何を議論したいと思っていらっしゃるのか、もう少しおっしゃって頂けませんか。

村上委員 (琵琶湖部会)

わかりました。

中間とりまとめの中でも、主に琵琶湖部会からも書いてある部分が幾つかあります。こういうことに留意してやらなければいけないということが、例えば、とりまとめでいえばパート2の1-15に書いてあります。

琵琶湖の各流入河川の中で、天井川になっていることが特徴であるということもありますが、この天井川対策に関しては少し詳細に書いてありますように、全体、各河川の流域単位で治水対策を進めることの視点というのが今必要になってきていると思います。その辺の記述があまりなかったように思います。琵琶湖部会もそうですし、委員会全体でも、

流域での治水ということがあまりきちんと書いていなかった気がします。

そこをきっちり考えないと、個々の堤防がどうかということももちろんあるのですが、考え方の枠組みというものに関して議論をしておく必要があると私は考えているわけです。その辺りの内容が足りていないと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

江頭委員、何か言われることはありますか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今村上委員がおっしゃったのは、全体で議論する必要があるのか、或いは、こういう文章を入れればよいということなのか、どちらですか。

村上委員（琵琶湖部会）

時間的なことを考えれば、文章をお出しするのが現実的だと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

よろしいですか。そうしますと、琵琶湖の各河川の治水については、何らかの文章、これに増強すべきことをつけて、各委員に回すということでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

時間的なことからいうと、ほかにも抜けていると思うことはたくさんあります。

しかし、それを今の段階で全部言って挙げていくわけにもいけないので、どんなことがあっても、河川整備計画を考える前に、このことだけはどうしても言っておかなければいけないと強く思われること以外、議論することは難しいと思います。

強く主張したい意見につきましては、是非、こういうふうな文章を入れてほしいと、あえて村上委員なら村上委員が出して頂きまして、それをワーキンググループなり何なりでも、全体のところでも、いろいろ考えた上で、皆さまが、やはりそれを入れるべきだと考えれば、当然に多数として入りますし、今回はそれは一応やめておくことになるのであれば、河川整備計画ができてくるまでの間にでもいろいろなことを考えていく方法にさせて頂きませんか。

村上委員（琵琶湖部会）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

資料2-4-1についてはよろしいですか。

それでは、資料2-4-2の方へいかせて頂きたいと存じます。

資料2-4-2は、それ以外に2つあると話が出ておりました。

一般からの中間とりまとめへのご意見という内容については、皆さま方、全部逐一お読みになって、その内容を吟味された上で、河川整備計画をつくるにあたっての提言、或いは中間とりまとめの内容について、必ず入れなければならない哲学と申しますか、そういうようなものとしての問題については、いろいろなお意見を既に頂いていると思います。

けれども、やはり何分にも大部であるということで、その中間とりまとめに対する意見から琵琶湖部会についての意見を取り出して頂くということをあえていたしました。それが資料2-4-2の6ページの内容です。

当然、皆さまはこれの方は全部読んで頂いているはずですので、改めてということもわかりませんが、資料2-4-2をもう一度見て頂いた上で、この一般からの中間とりまとめへのご意見は、どういうのが出ていてどうであるかということ、各々ご判断頂きたいと存じます。今さらもう一遍言うようなことはありませんが、あえて多いので書かせて頂いたというのが、資料2-4-2です。

資料2-4-2に出てきたご意見をどのように扱うかという点については、もちろんいろいろなことがあります。

河川整備計画がつけられる全体にあたって、我々は何のような理念の転換を絶対にしなければいけないのか、どういうことが非常に大事なことなのか、このことは必ず考えた上で河川整備計画はつけられるべきであるとい容を入れるのが最終提言であるわけですね。各々の問題についてどうするかという話は、今回の段階ではないわけです。

ご意見は大変貴重で、そういうものに対しても重要なものではありますが、一方では多様な意見もあります。そのようなものの実質的な調整をするという役割はこの委員会には存在しないというのが、この間の最終提言に関するワーキンググループの時の意見でした。一応皆さまにもご承知頂きたいと思います。

一般からの中間とりまとめ、ご意見に対して、どのように扱うかについては、先ほど倉田委員がある意見をお出しになりましたので、その辺のことについて、或いはご意見があれば、お願いしたいと思います。

ついでに申しますと、現在までのところ、いろいろなところで、部会の方から指名をして、どういう意味ですかということで、ご意見をお聴きした部会はあります。

当然ながら、一般からの中間とりまとめへのご意見ですので、この中にはもちろんいろいろな地方自治体も含まれておりますし、いろいろな団体のものも含まれておりますし、様々な個人のご意見も含まれています。そういうご意見を、是非、この中間とりまとめについて出して頂きたいと委員会として申し上げて、非常にありがたいことに、これだけのものを頂いたわけです。そういうものに対してはどのように扱っていったらよいかということがあります。

現在までのところは、文書で書いて頂いたものについて、改めてこちらから要請をして、何かお話をして頂いたことはありません。それから、討論会をしたいというご要請は、この部会ではありませんが、他の部会では十分にありました。そういう状況のもとで、倉田委員があえて提言をなさいました。どのように考えさせて頂いたらよろしいでしょうか。

琵琶湖部会での一般意見聴取ワーキンググループというのは、委員会全体としてのワー

キンググループの他に、ただ1つ部会で持っているワーキンググループです。そのワーキンググループの方は、今どういう活動を進めていらっしゃるのか、或いは進めるご予定なのでしょうか。村上委員、仁連委員、何かありますか。

村上委員(琵琶湖部会)

正直申しまして、そちらの方はまだ動けていません。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

しばらくの間は動かれるつもりがあまりないということですか。

村上委員(琵琶湖部会)

そうですね。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

あまりないと言ってはいけません。動く時間がないと言った方がよいですね。

村上委員(琵琶湖部会)

取り敢えず、まず委員会のWGがあるので、今は時間がありません。済みません。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

従来もこの琵琶湖部会は、いろいろな格好で一般意見をお聴きしようと、こちらの方からお話をして頂きたいと現地へ行ったこともありますし、こちらが申し上げなくても話を頂いて大変有意義であった場合もあります。いろいろなやり方があるわけですね。

それから、まだ動いてはおりませんが、望ましい意見聴取方法についていろいろ考えようという話になっていました。いわゆる公聴会形式のようなものの他に、もう少し突っ込んだ方法も試みないといけない、住民の意見を聴取するだけではなくて反映させる仕組みか何かというような言い方の時には、いろいろなことを考えないといけないだろうというので、いろいろなことをやって、ある時には、村上委員でしたか、どこかの村へ何も言わずに行き、家へ入って話を聞くというようなのもよいのではないかとか、いろいろな試みをする話がありましたね。

村上委員(琵琶湖部会)

一般意見の反映については、私個人としては、それなりに、お話を聴ける人には聴くような形はします。一般意見についてどうしたらよいかは、ワーキングでは全然議論ができていないのですが、私個人としては、読ませて頂いて、非常にこの方からもっとお話を聴きたいとなったら、やはりこの人からとか、ここからというのはあります。

例えば、私からこの人に文書をお送りしたいということで庶務にお送りして、庶務から郵便屋さんみたいになってもらって、私に送って頂いて、また議論、コミュニケーション

をするというような、そのやり方がよいかどうかはわからないのですが、何かしらのそういうパイプがあればよいのではないかと思います。全員の方にお返事を書くのはやはりとても無理なので、お返事したい方にお送りできるルートがあればありがたいと思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いろいろなご意見を出して頂いた方に、個人としていろいろとお聴きたいという点は当然ありますね。聴取の試行と考えれば、いろいろな方法があるわけです。その中の1つとして、今おっしゃったようなものもあるでしょうし、それ以外にもいろいろな方法があるに違いないので、是非琵琶湖部会もずっとやっていきたいと思っております。

そういうものの他に、どういうふうにやったらよいかということなのです。

琵琶湖部会で、できるだけ早く一般聴取のワーキンググループをつくりましたのは、その辺りを考えて頂くつもりだったのですが、委員会のワーキンググループが出てきて、そちらの方が忙しくなっていました。何も責めているわけではありません。その辺については、ご意見はありませんか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

問題を解決するにあたっては、この委員会と、新しい河川整備計画をつくるという一連の大きな流れを、どう解釈するかということにかかっていると思います。

私も当初から、この委員会の役割と、委員として入っている任務をどういう位置付けで考えるにあたって相当苦労してきました。

ただ、先ほど川那部部会長がおっしゃったように、委員会の運営会議は一貫して、この委員会が存在して達成する任務、目的というのは、新しい河川法の中で環境に対する配慮、或いは、環境を1つの目的として計画をつくるために、どういう基本的な理念の転換が重要であるかを主に検討する委員会であり、河川管理者が、個々の事業どうこうということではなくて、その理念を最大限反映することを前提に、かつ現行の様々な事業の進め方、或いは現行の政策の体系なりを反映して1つの案をつくるということです。さらに、その河川整備計画原案に対して、委員会が、我々が求めていた理念の転換が十分に反映されているかどうかをもう一度議論する機会を与えられるというプロセスのために、この流域委員会は存在するということが一貫して述べられてきているわけですね。

それに従うということになれば、意見を出して下さいということになると、当然様々な意見が出ますし、その様々な意見が全て一方向を向いているということではないわけですね。当然、対立する意見もあれば、矛盾する意見もあり、この流域委員会が流域委員会として議論して、1つの結論を出すのは不可能であると思います。そういうことを個々の委員が踏まえた上で、委員の専門を十分反映する形で理念の構築に貢献するという責務を果たすということがこの流域委員会の委員に求められているということであれば、いわば、流域委員会として、様々な意見を全て拝聴した上で議論して一定の方向の結論を導き出すことは、当初から難しいと思われま

ですから、それは別の形で最大限委員個々として判断した上で、判断をする、反映していくということにとどまるが、プロセスとしてはフィードバックがかかるというのが私の理解です。そういう意味では、最大限、理念の構築にこれから最終段階に向けて進めていくということと、個々の委員がもう一度、この出てきた意見を十分咀嚼した上で、最終段階に作業として貢献していくことが必要ではないでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他の方、いかがでしょうか。

そうしたら、10分間休ませて頂いてよろしいですか。少し議論をした後、一般の方々からのご意見を承るという流れで進めたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、再開は16時10分ということで、よろしくをお願いします。

〔休憩 16:00～16:10〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは時間となっておりますので、再開させていただきます。川那部部会長、よろしくをお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの議論の続きで、ご意見はありませんか。

仁連委員（琵琶湖部会）

一般意見の聴取をどのような形でするのかということでワーキンググループが設立され、私もその一員に入っているのですが、河川事業を進めていく上での一般意見といいますか、市民の意見の取り上げ方と、今、我々が進めている委員会での一般意見の反映の仕方というのはかなり違ってくると思います。

一般意見というのは、いろいろな具体的な問題に直面していて、そこで出てくる悩みや解決していきたい問題という形で出てくると思います。

この流域委員会では、先ほど中村委員も言われましたように、いわゆる河川管理の基本的な考え方をつくるというところで、個々の具体的な場の問題をどうするかというより、それ全体に貫く基本的な原理をつくっていくのが目的で、場合によっては具体的な問題に直接関わらない問題も出てくると思います。

具体的な問題に関しては、それぞれの河川の事業、河川改修の進捗具合もそれぞれ違いますし、地域的な違いもあります。それらの意見を全て受け入れて、満足できる一般原理を出すのは非常に難しいと思います。そういう点では、かなり抽象化されたものを議論していますので、多分いろいろ意見を出された方からはご不満等があると思いますが、実際

にこの考え方を河川計画に落としとしていく、それぞれの地域で落としとしていく時に参考となる意見がいろいろ出されていると思います。

そういう点で、我々が、今出されているいろいろな立場からの意見を参考にして、これからの河川計画の中で、どこに入るかはまだわかっていないようですが、先ほどの 5 章、或いは 6 章となるところの中身をどう詰めていくかという形で一般意見の聴取が活かされていくのではないのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

少し私の意見を言わせて頂きます。かつて河川法が改正されましたが、目的の中に治水、利水の他に自然環境保全が入ったというのが非常に大きいと言われております。もう一つは、住民の意見を反映する仕組みを考えることが含まれたのが、大きな違いとしてありました。その河川法改正に基づいて、流域委員会がつけられたわけですね。河川法には、流域委員会をつくらなければいけないとは書かれていなくて、必要があればつくることができると書いてあります。つまり、この流域委員会ができたということは、いわゆる「河川管理者」が、国土交通省なのか地方整備局なのかは知りませんが、こういう委員会が必要であるとお考えになってつくられて、我々はメンバーとして選ばれたわけです。

これまでの議論の中で、ある時にはこんなことについて議論して欲しい、「河川管理者」が言うべきであるというような意見も委員の中から出たことがあったのを覚えています。もっと極端にいうと、従来のように河川整備計画をぼんと真っ先に国土交通省が出して、それについて議論するのが委員会の役割ではないかと言った人もいらっしゃいました。

近畿地方整備局は流域委員会に対して、自分たちが河川整備計画をつくるにあたってどういう問題を考えながら、どういう議論をしたらよいかという、河川整備計画をつくるための考え方をまず出して下さいというのがあって、それを今出しているのが中間とりまとめであり、今度の最終提言になるわけです。

それを十分に尊重した上で、河川管理計画が出されると思います。先ほど中村委員がおっしゃったように、それに対して我々の方はまた意見を言うということです。最終的にはもちろん国土交通省が考えられる話ですが、そういう形で成り立ってきたわけです。しかも、かつ、直前につけられたようなものではなくて、通常であれば、いわゆる「河川管理者」が委員を選ぶ方法をとられるのが普通でしょうし、或いは他の場所では県の知事に頼むのが普通かもしれませんが、ここは全く違う方法で、最初に 4 人だけメンバーを選ばれました。これは国土交通省がじきじきに選ばれたわけです。その後については、その 4 人が全部決める方法をとったわけですね。しかも、どういう分野が必要であるかを考えながら進めてきたわけですが、どのような分野にはどのような人がよいかということも、皆さま一般から公募する方法をとりました。

国土交通省も委員を推薦してこられたのですが、もう皆さまもご存じの方が多いかもわかりませんが、殆ど 100 に近い数を推薦してこられたのです。もちろん、そのことも十分に尊重した上で 4 人で選んだ、しかもそれを公開して選んだという経緯が、この流域委員会にはあるわけです。

その考え方からいきますと、一般のご意見の中には、まことにふさわしく書いて頂いたものももちろんあります。それから、そんなのはおかしいことでは全然なく、あたり前に考えれば、従来の方法を普通に世なれていらっしゃる方の場合には、極めて具体的な問題に関しても、こういうことについてはどう考えるのだ、言ってみるとお聞きになるご意見が出ていることも事実です。

いろいろなご意見があるのは当然です。そのネゴシエーションをするのは、委員会の役割では全くない、行政のお仕事であると思います。現在は、河川整備計画を立てるためには、どのような理念が大事であるかについて議論しています。当然、そのことに関するご意見はたくさんこの中にも来ているわけで、それは皆さまご承知のように、それを議論しながら、今こうしていろいろな修正をつくり、或いはそのために、幾つかについてはワーキンググループをつくらなければいけないという格好で進めてきている状況です。

従って、ある意味では、このご意見に対する対応というか反応も、幾つかは考え方を少しずつ変えた格好にする必要もあるのかもしれませんが、その辺のところはなかなか難しい話だと思います。

ただ、今の私の理解がもし間違っていないとすれば、この間も芦田委員長にも確かめました。そういうラインに沿って、最終とりまとめに対する意見を、ワーキンググループを中心にしながら、12月の初め頃にはつくる。そして、その意見を最大限に尊重して頂く河川整備計画を国土交通省にはつくって頂くというラインになるのではと思っております。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

資料2-4-2には、一般の意見が6ページまで整理され、その後7ページ以下に滋賀県からの意見とあります。これもやはり一般の意見と同じように扱うのですか。この滋賀県というのはつまり県民を代表する機関でしょう。滋賀県からの意見についても、意見と書いてあっても質問などいろいろなものが入っていますよね。これはどう扱ってよいのか、その辺を教えてください。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

どのように扱ったらよいとお思いですか。倉田委員のおっしゃったように、県というのは1つの代表の立場です。しかし、県だけを特別に扱うことができるかどうかは疑問ですね。他の方も、いろいろなことを非常に一生懸命書いて下さっているわけです。意見を選ぶ時には、その選ぶ根拠を考えないといけませんね。

例えば、私は以前、「県のご意見は、県か市町村その他のご意見も全部踏まえたものですか」とあえてお尋ねしたら、「そうではない」というご返事が返ってきました。つまり、県のご意見は非常に大事な、県民を代表する県としてのご意見ですが、たくさんの市町村の意見をまとめてお考えになっているものではありません。

そのようなことも含めて、どのように扱うかを私は大変苦慮しております。むしろ皆さまのご意見を承りたいと思います。意見を言う上ではいろいろな立場があると思います。例えば「県がこういう立場であるから、こう言いたい」とおっしゃるのがリーズナブルで

あれば、全然問題はありません。これは琵琶湖部会だけの問題ではなく、検討すべきことだと思っていますので、率直にいろいろなご意見をおっしゃって頂けると大変ありがたいです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

会場からもご意見がありましたように、滋賀県は県として意見を出したのに、全く答えてもらえなかったというのはかなり不満だったと思います。一個人と県をどのように扱うのかというのは、私も少し判断しかねるのですが、やはり答える責任はあるのではと考えております。その答え方がどういう形でよいのかというのは、若干議論して、皆さまのご意見をお聞きして判断すべきだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今、寺川委員がおっしゃったようなことを含めて、他の委員の方はどのようにお考えでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

一般の方の意見は、直感的な判断からくる意見や要求が傾向としてかなり多いです。ところが県の意見は違いますね。報告書を逐一点検して、それぞれについて説明を求めたり、もう少し説得性のあるものに直して欲しいというものが多いようです。要望もたくさん入っています。レベルもかなり違い、具体的な質問もあります。県とは話し合う場があればよかったのではという気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私も、一般論としては同感です。しかし、個人としてお書きになったものが、それとは正反対であるというのはうそになります。読んで頂いたらおわかりになるように、個人のところであろうと、同じようなことをちゃんとお書きになっている方も、全体ではないにしても部分であることは一方では確かです。つまり、それを区別する根拠がどうあったらよいかということ、私としては非常に模索しています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、ご指摘の点や質問に逐一答える必要はないのではと思います。しかし、滋賀県或いは市町村と話し合う場をいずれ設けなければいけないのではないのでしょうか。意見を出せと言っておいて、出したのに何にも言っていないというのは、一般的に考えても非常に失礼でしょう。こちらとしては、今すぐにこれに対して答えは出せない、しかし意見交換の場所や機会の設定といった作業をする責任はあるだろうと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その通りです。口頭でももう一度意見を言いたいとおっしゃる方を、全部呼び出すと

いう形が、一番の理想であることは明白です。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど藤井委員のご意見にもあったと思いますが、最終案の目次について意見させていただきます。私はこれを見て少し唖然としています。最終案ならもう少し丁寧な目次をつくるべきでしょう。

目次立てというのは、委員が見てわかるというのではなく、誰が見ても理解しやすいものでないといけないと思います。そういった意味では、古い方とおっしゃった資料 2-2の方が、ある意味では目次案として丁寧ではと考えています。

新しい目次は委員会でも出されたのですが、水需要や水位管理などのワーキンググループに出ている人と出ない人の理解のギャップは、最初の部会と委員会でもご指摘があったと思います。部会の委員と委員会の委員をされている方と、部会の委員だけという方もいらっしゃり、そこでもやはりギャップというのか、よほどきっちりしたフォローができないと議論がかみ合っていないという不満、課題がありました。

さらに、このような最終案の目次立てをすると、例えば、私が参加しております 4-6 のダム・貯水池は、ダムワーキングとなっているわけですね。そうすると、ダムワーキングの意見がここに押し込まれるという感じになるわけです。ところが、このダムワーキングというのは、各部会から委員が3名ずつくらい出て、他のワーキングも同じような形で出ています。ある意味では、その委員の構成によってかなり結論が導かれていく可能性もあるわけです。部会でもそうなのです。そのような現実的な背景を考えると、やはり総論をこの委員会の結論としてまとめ上げていくという点で、こういった組み立てがよいのか疑問を感じます。

もし、この目次案でいったとしても、各部会の具体的な方向性や合意した事項についてきっちりと押し込んでいかなければ、河川整備計画も非常に立てにくく、玉虫色で判断なさることが起こるのではという感じがしております。

この目次立てをもっと丁寧にわかりやすくして頂く必要があることを、意見として出したいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私も最終提言作業部会のメンバーですが、作業部会の中でも当然様々な意見があります。それを全部捨象した上で、私ではなく、作業部会としての意見として申し上げるということにいたします。最終提言というのは中間とりまとめとは全く違うものであるはずがないというのが大原則です。つまり、中間とりまとめの内容で変えなければいけないことが明らかになった部分はちゃんと変える、部会と委員会とが分かれているものは、できるだけ1つに合一する、もう少しこのところだけはちゃんと追加して議論をした方がよろしいことに関しては作業部会がある、というものであると考えているわけです。

従って、全く新しいもの、極端に言って、これとは全く別のものが出てくるということは基本的にあり得ないのが大前提と私は思います。

そういう立場に立った時に、ワーキンググループが実際に動いている状況で、これの中身をどうするかというのは、中村委員と川端委員に大変なご苦勞をお願いしたわけです。琵琶湖部会から言えば、他の委員会や部会のもとのところが違って、ここのところはやはり下がってもよいが、ここのところはちゃんと書かれなければならないということに関する議論は、先ほどして頂きました。そういう中で、今度はそれに追加してどういうことをしていくか、或いはどこを変えていくか、琵琶湖部会そのものについても、やはりここのところはやめましようと言ったのが前にもあるわけです。そういうようなものをきちんとした意見にするというのが役割であると考えて頂きたい、というふうな議論をいたしました。

そういう意味で言えば、おのおののワーキンググループがお書きになる時には、これを十分に入れながらやっていく時に、あまり細かいことを書くよりは、ここの部分については、どこの方がどのように責任を持って原案をおつくりになるかという意味で、おっしゃる通り非常に簡単なものになっています。ですから、もう少し細かい章分けができるかもれません。

それからまた、ワーキンググループで書いている最中、最初の時には、そこはこういうふうに入れかえた方がよろしいということも起こる可能性があります。私自身について申し上げたところでいえば、3の総論にあたる部分は、1に今書いてありますが、そこへ置くべきなのか、後の方へ入れるのかは、まだ、集まってどのような文章になり得るかによって違うところがありますので、その辺は割合にフレキシブルであるとお考え頂きたいと思います。

つまり、1つ違うところは、部会のを足し算するというのではなく、全体として、部会として、少しずつニュアンスは違いますが、書いてあるところについてはかなりの部分で委員会も部会の意見も大体一致した方向を示していることは確かです。それでなければ、これは一緒にならない、中間とりまとめの時には一緒にならなかったわけです。それをどのように、どういう文章で調整していくかというのが今度の内容であると、作業部会では議論をいたしました。

ある意味で、ご心配はあり得るのかもわかりませんが、是非文章として直す形をとって頂ければありがたいと思います。江頭委員、よろしいですね。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

はい。結局、一たん最終提言作業部会で原稿をつくって、それをお返しして、ご訂正願いますので、今寺川委員がおっしゃった意見は十分入ってくるだろうと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

済みませんが、4時半を過ぎてしまいましたので、ここで一般の方々からご意見をお聞きします。その後、また少し議論したいと思います。

傍聴者(竹田勝博)

実は、今回の中間とりまとめに私も一番関心を持っていたのですが、それにつきましては、意見を出した人それぞれの思いがあるので、意見を出した人たちが集まって意見を委員会で聞いて頂き、一度その内容を検討して頂く必要があるのではないかと思います。その作業をしないと、その文章で書いてある部分は意見を出した人の思いの一部であるかも知れませんが、どういう物の考え方で文章が出てきたのかがわからないと思います。できれば1回公聴会のように聞いて頂ける場所を設けて頂ければありがたいと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。一般の公聴会というような方法で実行すれば、どのようにできるかわかりませんが、前もってでも何人かのご要望を聞いておきたいと思います。難しいのは、どうやって選ぶかです。本当は選ばないで全部やるのが一番よいのですが、特にご発言して頂きたい方についてはそういうやり方ができるかを少し考えてみます。そのことを部会全体として開く方法で実行するか、あるいは意見を聴取するワーキンググループに主宰してやって頂くかという辺りも議論をさせて頂きたいと思います。

傍聴者(金屋敷)

奈良に住んでおります金屋敷と申します。申し上げたいことはたくさんありますが、時間の制約もありますので極めて簡単に申し上げます。

只今お話がありました滋賀県等の意見をどうするかという問題ですが、滋賀県は流入河川と湖面の管理者でありますから、当然委員会、部会は県の意見を尊重すべきであります。

それにしても、流域委員会、近畿地方整備局双方の間でどのような了解があるのかは存じませんが、傍聴者の席から見ると、委員と河川管理者の間で討論と申しますか、意見の交換が、一向にないのは不可解であります。委員間の自由な意見交換を妨げないとの配慮かもしれませんが、明らかに誤解に基づく意見等には、河川管理者側は直ちに訂正を申し入れる等のことはあって然るべきだと思います。ここで河川管理者としての滋賀県の意向が明確に開陳されることを望みます。

第2に、私が最初から何回か申し上げていることです。琵琶湖総合開発というのをどのようにご理解なさっているか知りませんが、これは既に意見も出しております。中村委員が原稿をお書きになったということですから、はっきり中村委員にもお聞きしたいと思います。

この資料2-4-1の3ページですが、「琵琶湖総合開発事業は、川の環境の整備・保全が目的化された現行の河川法のもとに行われたものではなく、かつ環境基本法の制定以前に計画されたものであり、従って、現在問題視されているような環境配慮の視点が欠落していたことは否めない」と書かれております。

率直に申し上げて、私は琵琶湖総合開発事業の調査から計画の段階に至るまで実質的に全責任を持って担当し、現行河川法の先導者であると自負している者であります。

他の機会でも何度も申し上げておりますが、琵琶湖総合事業計画は、琵琶湖及び周辺地

域の水に関する多元的な諸現象（例えば野洪水の発生メカニズム、地質と地下水の挙動、水質の変化、土壌構成、湖水理等）から産業文化形態など、環境を構成する諸問題を広範に調査し、特に琵琶湖水産資源調査では、川那部部会長もご承知のことですが、宮路伝三郎先生、森主一先生等のご協力を得まして、当時としては最先端の生態学的調査をお願いした心算です。

これらの結果を総合して、対策を検討した結果、従来の河川法ではカバー出来ないものがあるから特別措置法を立法して実施されたものであります。

繰り返し強調しておきますが、環境問題を第一に考えたからこそ、かかる調査をし、計画を経て、特別措置法を適用したのであります。その経過を全く無視して、「環境配慮の視点が欠落していた」と断定するのは、歴史を歪曲するものであり、断じてやめて頂きたい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

2番目の意見についてですが、これは中村委員がお書きになったものではありません。既に出ています中間とりまとめをどのように変えればよろしいかということに関して、今回中村委員がこの部分はこういうことであるとおっしゃったのであって、これは部会で書いたものです。そこだけは是非ご理解を頂かないと中村委員も立つ瀬がありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者（金屋敷）

最初の中間とりまとめの段階から同じような表現が載っているから私は申し上げているのです。今回、はっきり名前を書いている方が中村委員だというだけの話で、部会であることは十分わかっております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

原案をお書きになったのは中村委員でもなかった気がいたします。

傍聴者（金屋敷）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

1番目の問題はなかなか難しい問題ですが、私としては2つの問題をできるだけクリアしたいと思っています。

1つは、金屋敷さんのご意見とは別に、實際上、国の「河川管理者」は質問を委員会や部会に対してなさいましたが、意見という形ではお尋ねになっていません。もしも県が「河川管理者」としてお話しになるのであれば、これはどちらがよいと言っているのではなく、過去にそうであったということ言えば、質問をなさるといふ方法であればそれは1

つの意味を持ってくるかもしれませんが、意見として持ってこられるとすると、その辺の整合性はどうかを議論しなければなりません。部会長だけが言っているだけではなく、いろいろなところで議論をしておりますが、現段階ではなかなか解決法がありません。

もう1つは、そうであるにも関わらず、琵琶湖部会というのがつくられる段階で、琵琶湖部会の中で完全に直轄の分というのは大津放水路、草津川と野洲川の下流のごく一部分、それから高時川については上流のごく一部分、それだけであるというのは非常にはっきりしておりましたので、それ以外のところをどうするのかという意見はここでも出ておりました。

もう時効に近いですから言ってもいいと思いますが、その時私は琵琶湖部会の多くの委員からけしからんと言われる程度に弱い表現をいたしました。つまり、全く同じように扱うことはないと言いました。直轄河川についてはまさにぴったりとした関係として存在するが、直轄でないような部分についても、何か挟まっているという点では直轄とそうでないところというのは区別をつけなければいけないと申しました。それが皆さまから文句をつけられたところです。しかしながら、そういう関係としてきちんと連絡があるということは確かであると申しましたし、その件に関して幸いにも滋賀県にはずっと出席して全部を聞いて頂いて、いろいろなことをして頂くなど、非常に見事に行動して頂いたと思います。

私は農林水産省等の話が出た時にも、県の中では河港課を通じて他の部局でもここでの議論ができるかということについてご議論頂きました。同時に、議事録を見て頂いたらわかるとは思いますが、国の方の「河川管理者」は県の問題については指導その他の方法をもっていろいろなことをすることが可能であるから、そういう問題については議論をすることができるとおっしゃいました。

そういうことを全部踏まえた上で、県は今回「河川管理者」として質問をするとおっしゃれば、部会だけではなくて、委員会全体としてもいろいろな討議、判断をさせて頂くことは何でもありませんが、どう考えたらよいか困っていたので、金屋敷さんがおっしゃって頂いたのは1つの解決策であるかもしれないので大変ありがたいと思っております。

2番目の問題については、宮地さんの時には私は事務局長でしたので中身もよく知っておりますし、金屋敷さんがどれほど努力をなされたかもよく存じ上げております。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河港課長 澤野）

滋賀県の意見は前回の流域委員会で申し述べさせて頂いて、この中にも入っています。ただ、今日参加された方々の中にはいらっしゃらなかった方もおられると思います。同じようなことを言うわけですが、滋賀県として意見を知事から出させて頂いたということですので、そして、委員会の場でこれについてという話をしたのは、やはり我々も関連する河川管理者であるということでした。我々が今行っていることとこの中身との関係で、どちらも世の中に公開しながらやっているわけですから誤解を与えるようなことがあってもいけませんし、そういう意味でも我々として知る必要もありますし、またこれから国がどういう河川整備計画をつくろうとしているかとはまだわからないわけですが、これからのプロ

セスの中で我々が理解できないことが進んだ場合には整合をとることもできていかないだろうということでした。そのような意味もあって意見を申し述べさせていただきました。

県だから意見を出したという意味ではなくて、河川管理者一般として意見を出したという意味であれば、国の方から質問をして頂く部分もあると思います。ただ、流域委員会の芦田委員長名で知事あてに意見の照会が来たので、それは今我々も参加している立場として答えを返させて頂くということで返らせて頂いた次第です。それをどのように取り扱われるのかは、こちらの考え、そして知りたい部分はこういうところですよというのをはっきり申し述べてありますので、あとは判断して頂きたいと思います。しかし、我々としても理解できないものは理解できません。ただ確かに、言われるように、これからの国とのやりとりの中で明らかにしていくものもあるかもしれませんし、それは考えてやって頂くものと思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

これは私が部会長として言う権限を持っていないので、委員会全体としたことかも知れないのでぱっとしたことは申せませんが、私は割合に勝手なことを言うところがありますからお許し下さい。そういうことで言わせて頂くと、国のところでの質問という形であったとして、もしお願いできたとすれば、かなり早い段階に質問としてやって頂けるとすると、これは県としても非常に話が簡単であったかもしれないと思います。或いは、国との間の関係でもそうだったかもしれないと思います。これは全く私の個人の考えです。

時間がかかりたくさんあれば、同様に「河川管理者」からの質問としてお聞きするという方法はあるのかもしれません。ただ時間があまりにも少なくなってしまうという段階でその辺をどうするかというのは少し考えないといけないのではないかと思います。

それから、なかなか微妙なところだと思いますが、県が国とは別にこれに対してご質問になれば、県としてははっきりとこの委員会の意見を国と同様に十分に尊重しなければならない立場にお立ちになることを、私は失礼ながら心配させていただきます。その辺のところは、1枚紙が挟まっているような状況をどのようにご判断になるかによっていろいろな問題があると思います。少し言い過ぎかもしませんが、その辺のところを今後どのような方法で進めていくかについては、私ももちろん、本当は是非お聞きしたいところがたくさんあるのです。そのようなことも含めてお考え頂きたいと思っておりますし、いろいろな方の意見をできるだけ何とかして聞きたいというのは基本的な姿勢ですので、私の方でも考えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど竹田さんの方から公聴会のようなものが開けないかというご指摘があったのですが、確か淀川部会では討論会か何か会を開いていませんでしたか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

対話集会です。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

対話集会ですね。これは一般意見聴取のワーキングでもご検討頂いているかと思いますが、琵琶湖部会としても、これまでご意見を頂いた方々に呼びかけて、ご出席頂けるかどうかは別にしても、そういう意見交換会といいますか、討論会のような場を是非とも開催して頂きたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

まさにその通りだと思います。つまり、淀川部会、猪名川部会という時には、あえてここは自治体という言葉を使わせて頂きますが、例えば関心を持っていらっしゃる地方自治体はそんなにたくさんないのですね。それに対して、琵琶湖部会の場合は、恐らく滋賀県の殆どの市町村はご関心がないとは言えません。試行という名前のもとに聞くとか、いろいろな形の聞き方をこれからも考えさせて頂かないといけないのではないかと考えています。

そういう意味では、この間寺川委員が主になって高時川のダムを見て頂いたように、部会としてこれは必要なものであると考えてワーキンググループなり何なりの有志の方々がそれを開いて頂いて、できるだけ参加するというような形もあり得るのかもしれませんが。その辺りは早急に考えさせて頂きます。

何かご意見はありませんでしょうか。

例えば、ダムサイトを見に行っただのと同じ程度にどこかで公聴会のようなものを開きますと言ったら1日で済むでしょうか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

1日はしんどいと思いますね。外へ出て野外活動をやるのは比較的容易なのですが、詰めてご意見をずっと伺っていくのには厳しいと思います。まずは半日でもよいので取り敢えず一度開催して、参加者数などの様子を見て、会場の設定や時間の割り振りなどを工夫してはどうかと思います。どうしてもこれは1日にすべきだという意見があれば、もう少し検討して頂きたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他にセカンドされる委員はおられませんか。

なければこのままにして私自身が考えないといけません。もしセカンドされたら、この間の時のように「それでは、どなたか1人、いつ頃やろうとおっしゃって頂けませんか」とここで聞きして、或いは今でなくても「明日までも時間を頂けませんか」と言って考えてもらって第1回目をお願いすることになります。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

有志では無理だと思います。部会として開いて頂きたいです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ということは、定足数をちゃんと持った形で開きたいということですか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

定足数がなくても、部会の中の会としてやって頂きたいです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

この前の現地調査も、部会の中の会として寺川委員にお願いしたのですね。ですから、定足数はないですが、あれは寺川委員が勝手に開いたのではなく、部会で現地に行ってちゃんと見るべきであることをオーソライズして開催したわけです。これと同じ意味くらいにはしないといけないのかもしれないと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

村上委員 (琵琶湖部会)

私は寺川委員の意見に賛成です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

はい、セカンドが出ました。ありがとうございました。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

公聴会を開くにせよ、その内容をどうするのかというところが問題ですね。滋賀県を例にとらせて頂きますと、滋賀県からたくさん質問が来ています。それに対して各委員が思うところを答えていくという公聴会も考えられるし、委員会の意見をもう少しわかりやすく委員が一方向的に説明して、それに対して質問を受けるような方法もあります。公聴会の内容をしっかりと決めておかないと何をしようとしているかわからなくなる危惧があります。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

申し訳ありません。予定していた終了時間から0分を過ぎていますので、これは私預かりにさせて頂いて、できるだけ早い機会に部会の方と議論するということでお許し下さい。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今後のスケジュールやその他について、庶務から何かありますか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

次回の部会は 11 月 9 日です。先ほど説明したように、最終提言とりまとめについてはなるべく早目に文書で頂きますよう、よろしくお願いいたします。

滋賀県から出されている資料 3、丹生ダム建設所から出されている資料 4 については、いかがいたしましょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私の進め方が大変遅くて申し訳ございません。ここで一応閉会させて頂いて、私自身はしばらく残りますので、そこでご説明頂くことにしてよろしいですか。

次回の部会は 11 月 9 日土曜日です。それから、この時までには待つことはできないと思いますので、公聴会を開く件に関してはもう少し早く内容などについて議論をさせて頂きたいと思っております。

今日は取り敢えずこれで閉会です。ありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

これをもちまして、淀川水系流域委員会第 18 回琵琶湖部会を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

大変失礼なことをして本当にお許し頂きたいのですが、できることなら委員は少し残って頂き、簡単に県と丹生ダム建設所からお出し頂いた情報共有のための資料をお話し頂きたいと存じます。

河川管理者 (滋賀県 琵琶湖環境部水政課参事 山田)

滋賀県の琵琶湖環境部です。

以前から琵琶湖のレジャー利用の適正化が話題となっており、県としての取り組みを逐一報告させて頂くことをお約束しておりました。3 月までこれに関する懇談会を行い、それを受けて県でつくった条例案を公表し、全国から 2 万幾通も意見を頂いたわけですが、この資料ではどういう意見がどれくらいの数が来たかということを取りまとめて、またそれに対して県としてはどう考えているかについて回答してあります。

こちらについては、1 枚目に書いてありますように 9 月 18 日に記者発表しており、県のホームページからも見られるようになっております。詳細は 1 枚目の下半分に概略を書いてありますのでお読みください。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

是非きちんと読んで情報を共有して頂きたいと思います。資料 4 については丹生ダム建設所の方からご説明をお願いいたします。

河川管理者(水資源開発公団 丹生ダム建設所長 原)

丹生ダムの猛禽類についての情報提供です。

先般6月4日、琵琶湖部会の現地調査の場で「猛禽類の情報はどうなっているのか」というご指摘があり、その時9月にご報告させて頂くと回答していましたが、それについての資料です。ホームページにも載せています。猛禽類の繁殖状況と、工事などについて書いておりますので、何かご質問がありましたらお受けいたします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

こちらからお願いしたものを早速出して頂いたことなので、是非きちんと読んで頂いてご意見を承りたいと思います。

参考資料1では委員及び一般傍聴者からの最近のご意見が出ておりますので、従来同様に十分にお読み頂きますようお願い申し上げます。

では、これで終わらせて頂きます。

それから、私は今晚食事に行きますので、一緒に食事しながらご意見を頂けるならば個人的に大変幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。